

# 第 5 2 回

## 大阪市都市景観委員会

### 議 事 録

日 時	平成 2 9 年 6 月 1 2 日 (月)
	午後 1 時 0 0 分～午後 2 時 3 4 分
場 所	大阪市役所7階 市会第6委員会室

大阪市都市景観委員会（第52回）

1. 開催日時 平成29年6月12日（月）午後1時00分～午後2時34分

2. 開催場所 大阪市役所7階 市会第6委員会室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	橋爪 紳也
委員長代理	嘉名 光市
委員	阿部 昌樹
	岡田 昌彰
	加賀 有津子
	加我 宏之
	中嶋 節子
	長町 志穂
	松岡 聡
	山納 洋

（2）府側 川端 博之 建築指導室建築企画課長

（3）市側 宮本 浩之 建設局管財担当部長

渡瀬 誠 建設局企画部長

竹野 瑞光 建設局公園緑化部調整課長

上村 洋 都市整備局企画部長

美濃出 宏人 港湾局営業推進室長

植木 久 文化財保護課長

事務局（都市計画局）

川田 均 都市計画局長

角田 悟史 計画部長

泉 憲 計画部都市景観担当課長

松崎 富士子 計画部都市景観担当課長代理

柿木 一也 計画部都市計画課担当係長

越井 康博 計画部都市計画課担当係員

#### 4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 新たな景観施策による手続等について（報告）
  - (2) 新たな景観施策による部会の設置及び継続について
  - (3) その他
- 3 閉 会

#### 〔配付資料〕

##### 議題（1）関係

- ・資料1 大阪市景観計画の変更及び大阪市都市景観条例の改正のポイント
- ・資料2 新たな景観施策の施行に向けた今後の予定
- ・参考資料1 景観計画に基づく届出制度の概要
- ・参考資料2 地域景観づくり協定制度の概要

##### 議題（2）関係

- ・資料3 都市景観委員会の審議事項
- ・資料4 デザイン審査部会の新規設置について
- ・資料5 景観形成推進方策検討部会の新規設置について
- ・参考資料3 デザイン審査部会での審査事項等
- ・参考資料4 景観形成推進方策検討部会での検討事項等
- ・参考資料5 都市景観委員会の審議体制

##### 議題（3）関係

- ・資料6 浪速区の都市景観資源の登録について
- ・資料7 西淀川区の都市景観資源の登録について

#### 5. 議事の内容

##### ○事務局（松崎）

定刻が参りましたので、ただいまより第52回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理

の松崎でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の方に申しあげます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の妨げにならないよう、ご協力よろしくお願いいたします。

本日の都市景観委員会につきましては、委員11名中9人の方にご出席をいただいております。嘉名委員については、遅れて出席いただけると連絡をいただいております。なお、橋寺委員につきましては、本日は都合が合わずご欠席となっております。

前回の委員会が、委員委嘱後、初の委員会でしたので、ご出席いただいた委員の皆様方を事務局よりご紹介させていただきましたが、前回、都合が合わず欠席されました3名の委員について、本日、改めて、ご紹介させていただきます。

大阪市立大学大学院法学研究科教授、阿部昌樹委員でございます。

○阿部委員

阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松崎）

大阪大学大学院工学研究科教授、加賀有津子委員でございます。

○加賀委員

加賀でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松崎）

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授、加我宏之委員でございます。

○加我委員

加我でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松崎）

それでは、本委員会の開会にあたりまして、都市計画局長、川田より、一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局（川田）

都市計画局長の川田でございます。

今年度初めてということで、委員の皆様方、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年度は、10年ぶりに大阪市の景観計画の変更ということで、本当にありがとうございました。おかげさまで3月の議会に条例を上程させていただきました。議会も通過して3月31日付で景観計画が策定されています。

3月の議会において、景観計画を改めるということに関して、評価もしていただきました。その中で建築物は届出制でありますので、実行性を担保できるのか、今回どういうふうにされているのか、というお尋ねもありまして、我々としては今回の変更で事前協議の義務化を行ったり、勧告、氏名の公表や変更命令、最後は是正という、そういった手順を踏んだ仕組みを今回入れさせていただいているということで、ご理解をいただきました。その議論の中でも、これからは国内の方だけでなく、海外の方も非常に来られており、観光というのが非常に大きなテーマになっております。大阪市も観光に力を入れておりますし、その中で景観というのは非常に大事であるという議論をされました。今日は建設局も来ておりますが、無電柱化とかそういったことも含めて、大都市としての景観というのを非常にしっかりやってほしいというお言葉がありましたので、我々も当局だけでなく、ここに集まっている関係局も含めて、より一層の景観行政に取り組んでいきたいと思っております。

それから都市景観資源ですが、18年度から取り組んでおりますが、今年度で24区全ての登録が完了いたします。それも踏まえて、次は景観重要建造物の指定なども考えていきたいと思っております。

それから、今日も議題にあると思いますが、今回の景観計画の変更の中で、なかなか時間も限られている中で反映できなかった眺望景観・夜間景観については体制を組んで、先生の皆様方にもご尽力いただいて、検討進めていきたいと思っております。

今年も盛りだくさんありますが、我々も一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

#### ○事務局（松崎）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、配付資料のご確認のほど、お願いいたします。

お手元の資料、クリップ止めしておりますが、一番上に議事次第を置かせていただいております。次に出席者リスト、配席図となっております。以降、資料が続いております。

議題ごとにクリップ止めさせていただいておりますが、まず、議題（1）の関係ということで、A3版の資料ですが、資料1、大阪市景観計画の変更及び大阪市都市景観条例の改正のポイント。次めぐりまして、資料2で新たな景観施策の施行に向けた今後の予定。あと、参考資料1、2と続けております。

次のクリップで、議題（2）関係を入れさせていただいておりますが、資料3で都市景

観委員会の審議事項。資料4としまして、デザイン審査部会の新規設置について。資料5としまして、景観形成推進方策検討部会の新規設置について。以降、資料3、4、5と参考資料を続けさせていただいております。

次のクリップ止めですが、事務局からの報告事項で挙げさせていただこうと思っておりますが、都市景観資源の登録についての資料となっております。表に資料6と書いておりました、浪速区都市景観資源登録物件と書いたものと、あとカラーで登録した資料、浪速区の資源の紹介のページ。資料7で西淀川区の都市景観資源の登録についてという白黒1枚ものと、カラーの西淀川区の資源の紹介を書いたものを入れさせていただいております。

以上でございますが、不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それではこれからの議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

それでは次第に従いまして、議事に入りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

その前に、本委員会におきましては、運営要綱3の(3)に基づきまして、議事録の署名人の指名をお願いすることになっております。今回は、大阪大学の加賀委員と府立大学の加我委員お二人に名簿の順番ということで、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思っております。まず、議題の(1)新たな景観施策による手続等について(報告)という案件でございます。

事務局より説明お願いをいたします。

○事務局(泉)

都市景観担当課長の泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「新たな景観施策による手続等について」説明させていただきます。

お手元の資料1、こちらA3のカラー1枚ものの資料をご覧ください。

景観計画の変更と都市景観条例の改正の主なポイントについて取りまとめた資料でございます。平成26年度から委員の皆様にご審議いただき、本年3月末に告示しました「大阪市景観計画の変更」に伴い、その施行に必要となる手続等について、都市景観条例に規定しましたので、本日は、主にその改正内容について説明させていただきます。

今回の改正では、5 点のポイントがございます。

まず、1 点目といたしましては、景観計画を総合的な景観施策推進の指針とすること  
でございます。

新たな景観計画では、景観施策の体系を抜本的に整理し、法定事項のみならず、まちづ  
くりなどと連携した本市独自の景観形成の取り組みの方向性についても記載するなど、景  
観形成の総合的な指針として活用してまいります。

そのため、これまで条例に規定していた景観形成推進計画や景観形成地域の指定及び方  
針、大規模土木構造物の協議・届出といった内容につきましては、新景観計画へ継承し、  
条例の規定を廃止しております。

次にポイントの2 点目と3 点目でございます。

景観計画区域を区分し、景観特性に応じた景観誘導を行います。

これまでは大規模建築物等を届出対象として、全市一律の景観形成の基準により誘導を  
行ってまいりましたが、新たな景観計画では「基本届出区域」を大きく都心景観形成区  
域、臨海景観形成区域、一般区域の3 つに区分し、さらに、重点的に景観形成を図る地域  
として「重点届出区域」を指定し、景観特性に応じた景観誘導を行います。

「重点届出区域」は、これまで要綱に基づき行政指導を行ってきた建築美観誘導制度の  
対象としている堺筋やなにわ筋など、都心部の主要な6 路線の沿道敷地に、中之島を加え  
た7 地区を位置づけ、地区ごとに景観形成の方針及び、建築物の形態意匠、色彩などに関  
する詳細な基準を定めたほか、例えば河川沿いなど、地形等の景観特性に配慮すべきエリ  
アでは、それらの特性を踏まえ、さらに上乘せして方針及び基準を定めて、景観特性に応  
じた景観誘導を行ってまいります。

なお、景観計画の届出に際する事前協議や完了の届出等の規定については、本市独自の  
制度として新たに条例に規定しております。

参考資料1 をご覧ください。A 4 横カラーの資料でございます。

こちらには、景観計画に基づく届出制度の概要を取りまとめたございます。資料の左側  
に建築物・工作物の景観計画に基づく届出の流れを示しております。右側には、届出対象  
行為や景観形成基準の項目などをまとめたございます。

お手数ですが、A 3 の資料1 の右側に戻りまして、4 点目のポイント、「景観法のさら  
なる活用を図ります。」でございます。

今回の変更において、重点届出区域において「屋外広告物に関する行為の制限」を定

め、屋外広告物条例と連動させることで建築物等と一体的に景観誘導を行い、また、主要な幹線道路や市民に親しまれる公園や河川といった公共施設については、「景観重要公共施設」として指定し、景観形成に配慮した整備や管理を行うなど、景観法をより活用した景観形成を図ってまいります。

屋外広告物基準については、屋外広告物条例の許可の対象とならない小規模な屋外広告物やガラス面に設置される広告物についても協議・届出の対象とするため、条例第15条に届出対象となる旨、規定してございます。

また、条例に、特定届出対象行為を規定したことにより、届出内容が景観形成基準に適合しない場合に変更命令等ができるようになっております。そのほか、勧告や氏名の公表などの規定に加え、指導・助言についても条例に規定しております。

そのほか、今後、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた検討を進めていくため、指定後に必要となる指定解除等の手続きや、管理の方法の基準なども、今回新たに条例に規定しております。

なお、屋外広告物の届出制度の概要につきましては、先ほど説明しました参考資料1の裏面、景観計画に基づく届出制度の概要（屋外広告物）にまとめてございますのでご参照いただきますよう、お願いします。

資料の左側に許可申請・届出の流れを示しております。右側には事前協議等の対象となる行為・範囲及び種類や重点届出区域の各地区の対象範囲などをまとめてございます。

A3資料1に戻りまして、最後のポイント、5番目のポイントでございます。「地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を導入します」でございます。

地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域が自主的なルールづくりを行うとき、またそのルールを運用するときに専門家の派遣や活動費の助成といった支援を行うことを予定しております。

条例では、地域団体を「地域景観づくり推進団体」、その団体が策定するルールを「地域景観づくり協定」と規定し、団体や協定の認定要件を定めております。

参考資料2をご覧ください。

地域景観づくり協定制度の概要を取りまとめております。

こちらの資料では、左側に地域景観づくりの推進イメージ、資料の右側に制度の目的、地域景観づくり推進団体の認定要件などを示しております。

ルールづくりに対する支援（案）につきましては、今年度、地域景観づくりの推進のた

めの予算として確保した内容をもとに取り組みイメージを示しておりますが、今後、その枠組みを要綱に定め、派遣期間や回数、金額等具体的な内容を固めていく予定でございます。

参考資料の裏面をご覧ください。

こちらは、地域景観づくり協定の認定要件や地域ルールづくりの取り組みイメージを取りまとめてございます。

資料2をご覧ください。

続きまして、10月の「新たな景観施策の施行に向けた今後の予定」について説明させていただきます。

まず1点目、これまでの「新景観計画等の変更・改正手続の状況」でございますが、3月末の景観計画の変更及び都市景観条例の改正を受け、4月3日より景観法及び都市景観条例の施行について必要な事項を定める都市景観規則の意見公募を1カ月間行いました。

意見公募の結果、意見はなく、5月11日に規則改正を行っております。

この規則改正を受け、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」「大規模土木構造物の建設等に係る行為の届出に関する取扱要綱を廃止する要綱」「大阪市建築美観誘導制度事前協議要綱を廃止する要綱」の3要綱の改正手続を進めております。

「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」の案を、お手元の卓上資料、都市景観委員会資料綴りの4に参考に添付しております。

こちらには、条例・規則で定めた届出等に必要な図書の様式を定めております。

続いて、2点目、「新景観計画等の施行に向けた今後の予定について」でございます。

まず、「都市景観委員会、部会に関連する要綱」でございますが、本日のこれからの本委員会でのご審議の結果を踏まえ、今後、速やかに手続を進めてまいりたく存じます。

それぞれの案については、都市景観委員会資料綴りの3に添付しております。

「大阪市都市景観委員会運営要綱」「都市景観資源検討部会運営要綱」の改正については、条例・規則の改正に伴う条ずれへの対応を行うものです。

また、「デザイン審査部会運営要綱」「景観形成推進方策検討部会運営要綱」の制定については、次の議題の説明の際に、詳細に説明させていただく予定でございます。

「地域景観づくり協定制度」については、その概要を、先ほど、資料1、参考資料2で説明させていただきましたので、この場での説明は割愛させていただきます。

また、「屋外広告物条例」の関係でございますが、景観計画に広告物基準を定めたこと

に伴い、「屋外広告物条例施行規則」や「道路占用許可基準」を改正するものでございます。

手続きについては、建設局にて、現在、進めているところでございます。

最後に、3番目の「新景観計画等の施行に向けた普及・啓発について」でございます。

「大阪市景観計画の変更のおしらせ」の周知ビラを作成し、景観担当や屋外広告物の担当である建設局の窓口で周知するとともに、大阪府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、大阪屋外広告物美術協働組合などの関係団体とも連携しながら、新たな景観計画の着実な運用に向けた周知を行っております。

参考に、周知ビラについては、都市景観委員会資料綴りの7に添付してございます。

さらに、橋爪委員長をはじめ、委員の先生にコラムの作成やご助言など多大なご支援を賜りながら作成しております「景観読本」でございますが、ホームページ上での早期公表に向け、現在、作業を進めてございます。

本日はまだ、案の段階ではありますが、都市景観委員会資料綴りの最後の8に「大阪市景観読本（案）」を添付させていただいております。

この読本は「I章 建築物・工作物の景観形成」「II章 屋外広告物の景観形成」「III章 景観重要公共施設の景観指針」「IV章地域の景観まちづくりの進め方」の4つの章からなり、景観形成に際して前提とすべき敷地の特性や周辺景観の読み解き方をはじめ、それらの特性に沿った景観配慮のための具体的な工夫事例を紹介しております。

なお、お手元にごございます景観読本（案）でございますが、本日は「I章」「II章」のみの添付とさせていただきます。

I章・II章では、建築物の建築、工作物の建設、広告物の設置を計画される設計者や事業者の皆様のために、景観法及び本市条例に基づく届出の手續等について解説し、景観計画に定める配慮・遵守すべき景観形成方針や景観形成基準に沿って計画・設計を進めるための手順をできるだけ具体的にお示ししております。

例えば、i-9ページに景観形成の手順、i-10ページから17ページまでに景観特性を読み解く方法や景観形成のコンセプトの考え方、景観配慮の工夫について示しています。i-55ページ以降は基準の解説を図や写真を用いて記載しています。

そのほか、i-60ページにごございますように、景観計画の中で「ただし書き」により規定を緩和している内容などについても、どういった場合に適用されるのかについて解説を加えております。

Ⅲ章では、景観重要公共施設に指定された公共施設の整備等を行う管理者に加え、公共施設を占用する工作物や建築物について計画される事業者の皆様のために、景観上配慮すべき視点をまとめたものとなっております。

Ⅳ章では、景観形成を軸としたまちづくりに取り組むことを考えている地域団体等の関係者向けに、景観まちづくりの進め方や、ルールの実効性を高めるためにご活用いただくことができる各種制度を紹介する予定をしております。

本書では、景観計画に定める配慮・遵守すべき景観形成方針や景観形成基準について解説しておりますが、「景観資源との調和」や「沿道のまちなみと調和」「水辺と調和」「緑と調和」などの定性的な基準については、事業者の皆様によりよい景観形成についてイメージしてもらうことが難しく、また調和という基準の性質上対応策が一つではなく複数あり、窓口での対応においても苦慮するところがございます。

このような状況を踏まえ、よりよい景観形成につなげていくための具体的な事例や考え方を示すことが重要だと考え、8つのテーマにおいて、委員の皆様にご協力いただきながら景観コラムを掲載させていただいております。この場をかりて、改めて感謝を申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問等ありましたら、お願いをいたします。

なお、景観読本に関しましては、最後に意見交換したいと思いますので、景観読本のところ以外でご意見・ご質問あればと思いますが、いかがでしょうか。

○加賀委員

参考資料2の地域景観づくりの協定制度の概要の資料で、ちょっと質問があります。

このp1の右下、ルールづくりに対する支援（案）では、専門家の派遣がアドバイザー派遣、コンサルタント派遣ということが書いてあるが、これ多分アドバイザーというのは地域の方々の活動に対してアドバイスをを行うという、地域の活動の会合に参加するという形と、コンサルタントの方はもう少し計画そのものについてという形で支援するということになるのかと思うのですが、このあたりの内容について確認させていただきたいのと、あともう一つが、裏面の真ん中にも書いてあるのですが、支援（案）が。これは内容が違

うような、ここはコンサルタント派遣しか書いていません。これはどういうふうに見たらいいのかということをお教えいただければと思います。

○橋爪委員長

お願いします。

○事務局（松崎）

今、加賀委員からご質問があったアドバイザー派遣とコンサルタント派遣についてですが、地域景観づくり協定制度においてはトータル5年間の活動費の助成、支援をしていきたいと思っております。まず前段としまして、団体ができてから協定ができるまでの間を3年間予定しております、協定ができた後にそれが認定されて運用が開始されてから2年間ということでトータル5年間を予定しております。

最初の2年間につきましては、加賀委員がおっしゃっていただいたとおり、アドバイザーを派遣して、地域に単発でアドバイスしながら、どんなルールをつくっていくかということについてアドバイスしていただく予定です。協定案がほぼまとまって、地域の合意形成を図っていく段階になると、権利関係調査なども必要になってきますので、3年目の段階についてはコンサルタント派遣をしていきたいと考えております。

最終的には、地区内の権利者の方に合意をいただいて、協定の認定という手続きに進んでいくのですが、協定の認定が終わった後は、実際にその区域内で建築物を建築される方とか、広告物を設置される方が出てきたときに、具体的に地元の方が事業者の方と話をさせていただいて自分の地域のルールにあったものにしてほしいという、話し合いの場を設けていくということもありますので、私たちが今、まだ途中ですが、景観読本を作成して窓口で誘導をしていくというものを地域でもやっていただきたいと思います。そういったルールを運用するための指針づくりやガイドラインづくりといったことにコンサルタントの派遣をしていきたいと考えております。それが協定認定後2年と考えておまして、トータル5年間と考えております。

○加賀委員

ありがとうございます。

今の説明については、どこかに記述するというのはないのでしょうか。

○事務局（松崎）

すみません、配布資料の確認の際に説明が不足していましたが、卓上に都市景観委員会の資料綴りを置かせていただいております、黄色のファイルが昨年度まで使っておりま

したもので、条例・規則・要綱等を入れさせていただいております。水色のファイルが新しい景観施策を進めていくために必要となる条例・規則・関連要綱などを入れさせていただいているものです。その5番目の部分が地域景観づくり協定制度に関する要綱になっております。今回、要綱の改正が終わってれば、詳しく説明させていただこうと思っていたのですが、まだ手続きの途中であるため今日は説明を割愛させていただいているのですが、この要綱の中で派遣の回数や、助成金をいくらにするかなどといった説明を入れさせていただいております。

○加賀委員

わかりました。市民の方々にわかりやすい形で、「こういうルール支援があるよ」というのを説明いただけるようにしていただければ、結構かと思えます。

よろしくをお願いします。

○橋爪委員長

ほか、ご意見ございますでしょうか。

○嘉名委員

今の話に関連するかもしれませんが、今の時点で例えば問い合わせとか質問のようなものがきているのかどうかということと、あと新景観計画と呼んでいいかわかりませんが、条例改正の前には確か説明会とかかれて、パブリックコメントも確かされていて、かなり周知をしていただいていたと思うのですが、今回10月1日に運用開始という段にあたりまして、事業者さんとかもようやく具体的な手続きとしてお考えになられると思うのですが、そのあたりについての周知や広報、そのあたりのスケジュール、あるいは事業者さんからの反応みたいなものがあれば、教えていただきたいのですが。

○事務局（泉）

屋外広告物に関しましては建設局と連携しながら周知を進めております。その他、建築等に関しては、関係団体と連携して、周知のビラを配布しております。あとホームページでの情報提供や窓口対応、景観全体も含めて手続等、進めさせていただく予定でございます。

それから、先ほど説明しました景観読本については、ホームページ上でまだ公表できておりませんが、10月1日までには公表させていただいて、周知を行う予定でございます。

○事務局（松崎）

地域景観づくり協定については、景観計画のパブコメをしているときから、地域の方からいくつか問い合わせはいただいております。具体的に活用したいと相談いただいた団体様におきましては、景観計画変更の告示以降に、こちらにも連絡させていただいて、前向きに運用を検討いただいているところでございます。本日、地域名はここでは伏せさせていただきますが、今のところ2団体程度、地域の景観づくり協定を使ってみたいということで、相談等はいただいております。

景観計画の届出につきましては、先ほど課長からも説明がありましたが周知活動をかなり進めております。建築物の届出を10月1日以降にする方というのは、もう7月、8月ぐらいには協議始められます。都市景観条例の改正は10月1日から施行しますと書いていますが、附則の中で準備行為というのを位置づけさせていただきました。事前協議については10月1日の施行前から新しい施策に基づき協議できる規定を置いておりますので、そろそろ新しい計画での協議がスタートしているところでございます。

○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

今まで「新景観計画」と言ってきましたが、どこかで切りかえていく必要があると思います。新しいのを「景観計画」といって、古い従来のものを旧と言いかえながら進めないといけないかと思えます。混乱すると思うので、そこをうまく切りかえて。名前がかなり違うといいのですが、そのまま新旧だけで入れかえられるので、うまく広報していただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

またこの件に関しましても後ほどまとめて時間をとりたいと思えますので、お願いをいたします。

では、議事進めてまいりたいと思えます。

(2) 新たな景観施策による部会の設置及び継続についてに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（泉）

それでは、議題（2）新たな景観施策による部会の設置及び継続について、説明させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、「都市景観委員会での審議事項」を確認させていただきます。

都市景観委員会は都市景観条例に基づき設置する委員会でございます。

改正条例においても、これまで同様景観計画の策定、景観重要建造物・樹木の指定、都市景観資源の登録といった事項を規定していましたが、新たに景観法に基づく変更命令や原状回復命令、地域景観づくり推進団体や地域景観づくり協定の認定といった事項についても、委員会にご意見を賜ることになっております。その他、必要に応じて事前協議や届出の際の助言または指導についても、委員会にご意見を賜ることになっております。

資料の裏面をご覧ください。

本年2月に継続設置のご承認をいただきました都市景観資源検討部会についてでございます。

これまで都市景観委員会では、都市景観資源の登録や景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたり、調査や審議を円滑に進めていくため、平成18年に本委員会に「都市景観資源検討部会」を設置し、この間、岡田部会長を中心に部会の委員の皆様にご検討いただいております。

今年度で24区全ての都市景観資源の登録が一巡するため、今後は、登録した都市景観資源の活用方策や景観重要建造物・樹木の指定に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、資料4「デザイン審査部会の新規設置について」をご覧ください。

デザイン審査部会については、大阪市都市景観規則第21条の規定により、今回、新たに設置し、(1)にお示ししております主に4点の事項についてご審議いただく予定でございます。

①景観計画に基づく協議・届出に関する事、②大規模な面的整備に係る良好な都市景観への配慮に関する事、③重点届出区域におけるデジタルサイネージ等に関する取扱要綱に関する事、④その他本市の良好なまちなみの形成上必要となる事項の4点が審査事項になります。

都市景観委員会の委員と専門委員とで組織し、平成29年10月1日を設置日に予定しております。

なお、この内容については、お手元の卓上資料、都市景観委員会資料綴りの3のデザイン審査部会運営関連要綱(案)に現段階の案をお示ししております。

参考資料3のデザイン審査部会での審査事項等をご覧ください。A4横、カラーの資料でございます。

こちらでは、先ほどご説明した部会の審査事項に加え、審査体制や審査対象となる種

類、部会の運営イメージをお示ししております。

部会の運営につきましては、1回目のデザイン審査部会で、ご審議いただく予定でございます。

お手数ですが、資料4の(4)に戻っていただきまして、今後の予定でございます。

本年度は部会を3回程度開催し、第1回を10月上旬に開催し、「デザイン審査部会の進め方」をご審議いただき、そのあと、景観計画に基づく協議・届出状況を勘案しながら部会を必要に応じて開催する予定でございます。

2月下旬にデジタルサイネージ実績報告に伴う審査を含めた年度最終の部会を開催する予定でございます。

資料の裏面をご覧ください。

参考に大阪市都市景観規則の抜粋を掲載しております。

規則第21条に「委員会委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができ」「部会は委員長が指名する委員及び専門委員で組織し」「部会長は委員長が指名する」とございますので、後ほどの、審議体制のご審議と合わせ、よろしければ、橋爪委員長から部会の委員及び部会長の指名をお願いしたいと存じます。

また、参考でございますように、これまでデジタルサイネージの設置・完了にあたっては、大阪市建築美観誘導制度の建築美観誘導デザイン会議を開催し、ご意見を賜ってまいりました。

今回、デザイン審査部会を新たに設置されることとなりました場合、当会議は廃止し、当会議の役割をデザイン審査部会へ継承する手続きを行う予定でございます。

次のページに参考としまして、「大阪市建築美観誘導制度におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の改正方針」をお示ししております。

資料の真ん中より「今回の主な改正点」をまとめてございますが、今回の改正は景観計画の変更に伴うものであり、基本的には現行制度の考え方を継承することとしております。

主な変更点として、3点ございます。

1点目が「要綱の名称」の変更で、これまでの「大阪市建築美観誘導制度におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」から「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等に関する取扱要綱」に名称を変更する予定でございます。

2点目が「要綱の対象となる範囲」の変更です。

これまでの「建築美観誘導地区」から「重点届出区域」に名称変更しております。重点届出区域とすることで「中之島地区」が新たに追加されますが、デジタルサイネージが設置できる範囲についての変更はございません。

3点目が、デジタルサイネージ・一時広告物の設置する場合等の意見の聴取方法でございます。

これまで開催してきました建築美観誘導デザイン会議を廃止し、その役割を都市景観委員会のデザイン審査部に継承します。

資料5「景観形成推進方策検討部会の新規設置について」をご覧ください。

景観形成推進方策検討部会については、大阪市都市景観規則第21条の規定により、今回、新たに設置し、良好な都市景観の形成に必要な推進方策の検討を行うこととしております。

都市景観委員会の委員で組織し、平成29年10月1日を設置日に予定しております。

なお、この内容については、都市景観委員会資料綴りの3に景観形成推進方策検討部会運営関連要綱（案）に現段階の案をお示ししております。

参考資料4の景観形成推進方策検討部会の検討事項、検討体制等をご覧ください。A4横、カラーの資料でございます。

こちらでは、部会の審査体制等及び審査事項をお示しするとともに、短期及び中長期の計画を年表形式でまとめてございます。

資料5の（4）に戻っていただきまして、今後の予定でございます。

まず、昨年3月に都市景観委員会からいただいた答申を踏まえ、「眺望景観の保全・整備」及び「夜間景観の形成」のあり方検討を開始したいと存じます。

本年度は部会を3回程度開催し、本市において「眺望景観」「夜間景観」の施策展開の対象となるエリア等の抽出を行うため、視点場・視対象、夜間照明のあり方も含めた基礎調査を行い、本市における「眺望景観」「夜間景観」の形成に取り組む目的、意義、公共のかかわり方などについての検討を行う予定でございます。

次年度以降は、平成29年度の調査検討を踏まえ、個別の眺望景観の保全方策や地域特性に応じた夜間景観の誘導方策のあり方について、中間取りまとめを行うとともに、中間取りまとめの結果を踏まえ、個別の眺望景観の保全方策や地域特性に応じた夜間景観の誘導方策の検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、参考資料5の都市景観委員会の審議体制をご覧ください。

これまで、説明させていただきました内容を1枚にまとめさせていただきました。

少し駆け足になりましたが、都市景観資源検討部会の継続設置、デザイン審査部会及び景観形成推進方策検討部会の新規設置を行うことも含め、都市景観委員会の今後の審議体制を中心に、事務局より説明させていただきました。

ご審議、よろしく願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

景観資源検討部会に加えまして、2部会を新たに設置するというところでございます。

いかがでしょうか。

○事務局（川田）

デザイン審査部会の審議事項というのは、多分必要があると認めた場合に審査してもらうという指針になっていると思います。その建築物の景観計画の届出の協議内容がそれであるのかとか、事務局側が悩むときにいろいろとご相談をかけるということが中心になると思うのですが、この参考資料3で部会の運営イメージで、毎月第何曜に開催するなど、定例開催日を決めと書いてありますが、どれくらい出てきそうか、ボリューム感とか、その辺を事務局から補足で説明していただきたい。

○事務局（泉）

資料4にデザイン審査部会の今後の予定ということでまとめておりまして、今後の予定の部会、今年度は事務局のイメージとしては大体3回ぐらいをイメージしておりまして、1回目はデザイン審査部会の進め方を審議し、最後に毎年開催しようと思っておりますデジタルサイネージ実績報告に伴う審査ということで、今年度は少なくとも2回の開催を考えております。

後は、年にどれくらい出てくるかということですが、これは年によって状況が違ってくるかと思いますが、資料では下から2行目にある「景観計画に基づく協議・届出に対する審査等」ということ。必要に応じて都度」とありますが、場合によってはこの2回目を開くかどうか。場合によっては1回、もしくは3回目を兼ねて年に2回になるか。過去の状況でいうと、大体年1回開催すれば、ある程度対応できるかなと思っておりますが、景気の状態とかいろいろ状況が変わってくることによって、回数が増えるかなというイメージもありますので、参考資料で毎月開催するようなイメージとしていましたが、これは一番多いとき

をイメージしたもので、今の状況でいうと年1、2回程度と考えてございます。

○橋爪委員長

このような説明で、よろしいですか。

○事務局（川田）

毎月開催するように読める。

○事務局（泉）

ここはデザイン審査部会で1回目のときにイメージを合わせていきたいと思っております。

○橋爪委員長

緊急開催というのは想定されますか。

○事務局（泉）

そういったときに、例えば部会の先生に授業の日程とかいろいろあるかとは思いますが、ある程度緊急でやるときにはこの日というのを対応できるように書いたものです。その辺誤解のないように部会で具体的な内容については運営のイメージも含めて、また新たな部会長とも話しさせていただければと思っております。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

○松岡委員

ただいまのデザイン審査部会ですが、どんな資料をもって審査するかというようなことはおおよそ決まっているのでしょうか。

どういった段階の資料がやってきてというような。

○事務局（松崎）

審査事項のところに書かせていただいているのですが、景観計画に基づく協議届出ということで、今回、景観計画の届出が出てくる前に事前協議をさせていただくのですが、その段階で一通り平面図、立面図、断面図も含めて、パース、着色立面といったものを提出していただきます。窓口での対応に苦慮した場合には、デザイン審査部会に諮っていきたいということで、図面等は一通りそろった段階でのもので諮っていく予定にしております。建築物とか、土木構造物については同じように図面とか、自ら配慮した事項をまとめていただく配慮事項説明書といったものをつくっていただくのですが、そういったものが

そろっている段階での審査となっております。

デジタルサイネージにつきましては、年度末に当該年度のコンテンツの報告を見て、来年度にどう是正していくかといった審査になりますので、事務局で先生方にご意見頂戴したいところについてまとめたものを審査していただくこととなっております。

○橋爪委員長

よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

また後ほどあればということですが、この件に関しましては新しく二つの部会を設置するということに関しまして、ご了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、ご異議がないということで新たに部会を設置いたしまして、3部会体制を進めていくということにさせていただこうかと思えます。ありがとうございました。

では、部会に関しましては、改正後の都市景観規則第21条第2項及び第3項の規定によりまして委員長が委員を指名し、かつ委員の中から部会長を指名するというございます。僭越でございりますが、私からご提案させていただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

まず、デザイン審査部会の部会長に関しては、建築美観誘導デザイン会議の座長をされている嘉名委員にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○嘉名委員

はい、わかりました。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

デザイン審査部会に関しましては、建築物、土木構造物、デジタルサイネージ等の審査を行うということですので、都市景観、建築設計計画、公共施設計画、デザインの分野から、加賀委員、中嶋委員、岡田委員、松岡委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

ご異議があれば、異議ありと言っていたいただければと思えます。

(「異議なし」の声あり)

部会の先生方にはこの都市景観委員会と双方お願いしますので、ご負担になりますが、よろしくお願ひいたします。

デジタルサイネージの設置協議に関しましては、専門的な審査が必要でございますので、建築美観誘導デザイン会議の福田先生に専門委員として加わっていただければと思いますので、嘉名委員、よろしいでしょうか。

○嘉名委員

はい。

○橋爪委員長

では、福田先生に対しては事務局より確認のほど、お願ひをいたします。

次に、景観形成推進方策検討部会でございますが、この部会に関しましては、短期中長期の景観施策のあり方を検討する重要な会議かと思っておりますので、私が自らこの都市景観委員会の委員長と部会長を兼ねたいと思っております。

景観形成推進方策検討部会の委員に関しましては、行政法、緑地計画、都市計画、デザインの各分野から参加いただければと思いますので、阿部委員、大阪府大の加我委員、嘉名委員、長町委員にお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議ないということでございますので、よろしくお願ひをいたします。

では、先ほど事務局の説明にもありましたが、今後、基礎調査を踏まえまして、これからの2年間で施策の方向性を一定示してまいりたいということでもあります。先生方には、よろしくお願ひをいたします。

では、(3)その他の議題ということで、都市景観資源の登録に関して事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局(松崎)

それでは、浪速区、西淀川区の都市景観資源の登録について報告させていただきます。資料6をご覧ください。

浪速区については、昨年11月14日に開催しました第50回都市景観委員会において、資源部会での審査結果をご承認いただきましたが、その後、登録候補27件について所有者意向確認を行い、27件全てを平成29年3月17日付で登録しております。

添付しておりますカラー資料については、登録後に本市ホームページに既に掲載している物件概要となっております。

続きまして、資料7をご覧ください。

西淀川区についても、浪速区と同様に手続きを進めまして、登録候補21件について所有者意向確認を行い、最終は17件を平成29年3月17日付で登録しております。西淀川区につきましても、登録後に添付の物件概要を本市ホームページで掲載しております。

また、前回の委員会で継続設置について承認をいただきました都市景観資源検討部会についてですが、3月16日に第21回都市景観資源検討部会を開催しております。その中で、西成区・東淀川区の審査対象物件を確定したところでございます。西成区につきましては、37件が審査対象物件となっております。先週の6月8日に1回目の現地調査を実施し、明日になりますが、明日13日に2回目の現地調査を行う予定をしております。

東住吉区については、48件が審査対象物件として確定しております。6月29日、7月24日、31日と計3日間、現地調査を予定しております。

今年度、東住吉区と西成区の登録が終わりましたら、課長の説明にもありましたように平成18年度から取り組んでまいりました都市景観資源の登録については、全24区一巡することになっております。

以上でございます。

○橋爪委員長

ではこの件に関しまして、ご意見等あればと思いますが、いかがでしょうか。

その他、先ほどあった景観読本の案に関しましても、あるいは景観形成推進方策検討部会で今後検討します眺望景観、夜間景観等に関しましても、全般に意見があればと思います。いかがでしょうか。

1点だけ。浪速区は通天閣が入らない。

○事務局（松崎）

本日の資料には入っていませんが、既に平成15年16年度の段階で登録されております。それ以外の分の登録の候補となっております。

○橋爪委員長

登録されているものはあえて入れてないという理解で。

○事務局（松崎）

15年16年登録分として既にホームページに掲載させていただいております。

○嘉名委員

既に新聞報道等されていますが、大阪市立大学のヤシの木が伐採される。実は住吉区の都市景観資源に、大阪市立大学の杉本キャンパスは選定させていただいていて、ヤシの木だとまずいなと思ったのですが、よくよく読むと杉本キャンパスということで、どちらかというとい号館メインで指定をしていただいているのですが、樹齢が60歳を超えていて、台風等で倒壊の恐れがあるので伐採はやむを得ないのですが、今年度で1周されるということでひょっとするともう改修されているとか、現存しないとか、多分そういう都市景観資源が多数出てくると思います。ですから、今後2周目に向けてということかもしれませんが、少し1周目とは違う運用なり対応というのが必要になるのではないかなという気がしております。以上です。

○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

登録名や範囲、どこまでを指しているのかというのが微妙だということです。

それかジャンジャン横丁にしてしまうとジャンジャン町が正しいという皆さんの意見は。これ結構、微妙だと思うのですが。

○嘉名委員

部会ではネーミングもかなり議論されるのですね。

○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

○岡田委員

戻ってしまうのですが、参考資料1の1ページ目の届出対象行為のところ、いろいろ分類がしてあるのですが、これは今現在検討中ということですか。これはある程度決定事項ということですか。

○事務局（泉）

これはもう決まっております。公表しております。

○岡田委員

そうなのであれば、あまり議論の余地はないのかもしれないが、基本届出区域と重点届

出区域の川のところで、工作物1のところ、やはり川幅100メートルと50メートルで区切るというのはある程度うまくいっている区分の仕方ということですか。

○事務局（松崎）

今現在の都市景観条例の中で大規模土木構造物ということで、川幅100メートル以上の河川の護岸であったりとか、橋を対象としているのですが、今回新たに重点届出区域を指定するに伴いまして、中之島の地区が入ってきますので、堂島川であったり、土佐堀川にかかる橋とか、そういった護岸を対象にするために50メートルということで届出対象行為を変えております。

○岡田委員

要するに川幅が大きくなったら、その分護岸が大きくなるという考え。やっぱりそうになっているものですか。

川幅とその護岸の大きさというのは多分その護岸の規模のことおっしゃっていると思うのですが、護岸長とかではなく川幅で選定しているということが、特に齟齬がなければそれでいいです。

以上です。

○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

○嘉名委員

先ほど言うべきかと思っていたのですが、デザイン審査部会について審査部会と書いていますが、実態が今のデジタルサイネージの話からすると、もちろん審査という側面もあるのですが、どちらかというアドバイスも含めてもったこうしたほうがいいのではないかという議論もしています。多分、多くの自治体さんではそういうことをここに書かれておられる方もたくさんいらっしゃると思うのですが、景観アドバイザーとか、そういう言い方をされているケースが非常に多くて、審査という側面もありますが、そういうアドバイスもしていくと。もちろんそれはアドバイスを聞いたから審査オーケーとか、そこはなかなかグレーな部分はあるのですが、実態としてはそういう運用をしていて、ですから、あんまりイエス・ノーだけをきっちりやるという側面よりは対話型でもっと良いものをつくるといふ側面にウエイトとしてはおいていると。今日、事務局からお話があったのは、非常に運用で悩むケースというのもありますし、あと今後、増えてくるのは土木構造物等々です。今はどちらかと言うとデジタルサイネージも民間事業者さんのものをやるとい

うことなので、それはどちらかと言うと審査の側面がどうしても強いのですが、これから土木構造物等々も扱うということであれば、より良くしていくみたいなことを議論していくという側面がかなり強くなってくるのかなという気はします。そういう意味では、今のところデザイン審査という言い方をしているのですが、いずれ1周してからでもいいと思うので適切な名前というのはあるかもという気もします。

以上です。

○中嶋委員

それに関連してですと、どの時期にどういうふうな審査というかアドバイスをを行うかというのが業者さんにとっては非常に大事なことになります。先ほど、事前協議の段階でということをおっしゃっていましたが、それはすごくいいかと思いますが、フローを見ていますともう一回適合審査というのが、これが行為の30日というきっちり決められた期間内に行わなければいけないということなのですが、一例は京都の場合だと、事前審査が1回ありまして、そのあと本審査という、大きな物件については事前が2回ある場合、3回ある場合があるのですが、そういう形でかけていくという。だから、早目にできるだけ、図面そろえていただくのが大変ですが、できるだけ詳しい資料をいただきながら、良いものにして、最終行為30日までの中に持ち込んでいくというようなスケジュールを案件によってきちっと立てていただくということも大事なかなと思います。あとはおもしろいところで京都の場合は、不適合のものだけがあがってくるのです。皆さんよくご存じだと思うのですが、適合するものは事務局の中である程度、デザインアドバイザー制度というのが別にあるのでそちらでアドバイスを受けて、ただどうしても緩和してほしい事項、デザインの的にはやはりこうしたいというときのものを中心に全部、審査会にあがってくるという。規模が非常に小さく設定しているのです、ほとんどのものがあがってくることになるのでそういう手続きになってくるのですが、もしかしたらその形成基準に適合しないものをどう考えていくかということも将来的に出てくるかなという。逆に、ものすごく小さい案件で同じようなものがいっぱい出てくることであって、そういうものは包括で審査するというような、簡素化していくという形も動き始めてからだと思うのですが、要するにいつの段階でというのを早目に設定するようなことを、少しいくつかの事例を例にしながらつくっていただければというふうに思います。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

○長町委員

今、京都の例を中嶋先生おっしゃったのですが、神戸市の場合は全件やっています、この委員が毎週集まらないといけなくて、ものすごいヘビーですが。とは言え、非常にアドバイザー的な要素が高くて、悪いものばかりが出てこないという状態になると良いもの、悪いものが押しなべて、あまり指導というか、アドバイス不要なものもあつたりするので、そういう意味では委員の方もこなれてくるというか、アドバイスをする必要があるなというのが分かってきます。大阪で全件なんてあり得ないと思いますので、選ばれてかけられるのだと思いますが、どういう基準で選ぶかというのが重要ではないでしょうか。先ほどの中嶋先生がおっしゃっていましたが、全部やっているのですか、京都は。

○中嶋委員

適合しないもの緩和するものだけがあがってくる。

○長町委員

その辺がどうなるかが大事だという気がいたします。

○事務局（泉）

今、我々考えていますのは、京都・神戸という事例であれば、京都に近い考え方でお願いしようと思っております。先ほど回数・年どれくらいという話ありましたが、基本的に事務局ではなかなか判断するのは難しい、これはちょっとまずいのではないかというものを委員会・部会でお諮りするようなイメージ。中嶋先生からご意見いただきましたように、事業者さんの方にご負担をかけるようなというのはまずいので、そういう意味では部会の運営のイメージについては案件があれば、いつの月でも開催できるような形で運用すべきというのは考えておりました。

○長町委員

おそらくそうだろうと思っていたのですが、不適合なものにアドバイスをする。それは当然なのですが、適合しているものもいろんなタイプの学識の方がそろっていると、例えば、緑化をもう少し頑張ってくださいとか、別にちゃんとしているのだがさらにプラスの方向性のアドバイスが出ると思います。実際は事業者さんがどこまでできるのかというのはもちろんアドバイスでしかないで、「してね」という程度なのですが、やっぱり皆さん言われるととても前向きに検討されます。事前協議が2回とかになりますと適合している

が、さらに良くなるというバージョンがあるから、何か基準をつくられて、不適合だけじゃなくて、適合しているがこのラインみたいなものを決められてはどうかと思います。すみません、私が選ばれて委員になってないので、選ばれている先生が大変なのはわかるのですが、ちょっと適合しているものも入れていくとより良くなるというか。皆さんの委員のアドバイスが出ることによってより良くなると思うのでいかがでしょうかと思います。

#### ○事務局（泉）

今、先生がご指摘いただいた点、非常に重要だと思っておりまして、景観読本にもそういう意味では良い事例を、写真とか、できるだけ最低基準というのは行政は示しやすいですが、良い事例というのをどうこれからスキルケアしていくかとか、どこに盛り込んでいくかとか、部会でやるかどうかはまだちょっと部会長とご相談という話になりますが、こういうあるべき姿がありますということを我々としてはこれからもちよっと力を入れていきたいところであるかなと思いますので、その辺は読本の部分もあわせて、ホームページとか活用しながら、そういう事例をうまくほかの事業者さんにも適用してもらえるように汗をかいていきたいなと思っております。

ありがとうございます。

#### ○嘉名委員

今のお話、非常に重要なご指摘だと思います。例えば、非常に良いご提案なのですが、立地的に非常に重要な位置というのですか、ここの建物はかなり重要だからとか、この構造物はかなり重要だから、非常にいい計画もしていただいているけど、さらに対話型でより良くという部分はもちろんあると思いますので、そのあたりはぜひ部会の先生方とも意見交換しながら、事務局とも相談させていただきながら、やっていけたらと思います。

#### ○山納委員

感想みたいなものなのですが、景観ということを考えるときに建物群のことを景観と呼んでいるのか、建物のことを景観と呼んでいるのかというのがあるなというのを思います。ある規制というものをここに飛び抜けて一つ高いものとか、一つ色が激し過ぎるものがあると、その建物群としての景観というのは損なわれるということと、それが飛び抜けていてこの建物が良いといったとき、ハルカスのようなものは飛び抜けているが、これは景観を形成しているというような解釈というのがあるなど。今のお話というのは、「建物群の中で目立ったらだめ」というのは余りモチベーションが上がらない、事業者さんとして。一方、「この建物がすごくいいね」ということは多分事業者さんのモチベーションが

すごく上がる。目立っていくということで、そういう建物群のことを景観と呼んでいるのか、建物のことを景観と呼んでいるのかということがいくらか整理できていくと良いかなと思いました。

都市景観資源というのはまさにそれなのです。淀川の何とかというと風景ですけど、一つ残った古民家みたいなものとか、神社みたいなものというのは個別の景観のことを言っていて、その個別の景観を愛でるといえるのでしょうか、こんなすごいものが良いということ方を方向性として示せたらいいなと、感想として思いました。

○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

○加我委員

私、都市景観資源部会に今年から参加させていただいております、先ほどからお話がありますように一巡するというので、もう一度この都市景観資源を見直すというのは必要なのかなと。一応、部会でも建築物が改修されるので、このまま継続してもいいのか、または、線路跡が無くなるのでということであったかと思えます。そうしたときに、もう一つは回廊だとか河川だとか、道路だとか、隣の区では指定されているが、その延長上の部分がほかの区では指定されていない。代表例でいきますと、淀川と大和川です。そういったところを区間の連続性ということでもう一度見てみるというのは一つなのかなと思っています。

あともう一つは先ほどの嘉名先生に失礼かもしれませんが、樹木、自然物は寿命がございます。一定シンボルとなってきた樹木景観ということがありますが、経年により樹木が変わっていく。それだけでなくてつつい日常管理といえますか、日常からの苦情をということで、強剪定されてしまっている樹木も本来もっていた姿と違うような状況であるのですが、形が違っているというようなこともあろうかと思えますので、そのところは一度検証してみるというのが必要なのかなというふうに思っています。そうしますと、この都市景観資源をきっかけにもう一度大阪市の景観とは単体物なのか、群なのか。また、今後検討していきます眺望景観なのか、夜間景観なのかというようなことがもしかしたら見えてくるのかなと思えますので、今まで取り組んできましたこの市民に親しまれている都市景観資源というのはもう一度大事にしてみるというのは一つなのかなと思えます。

○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

お願いします。

○長町委員

今のお話で思ったのですが、一巡して新たにもう一度見直していくということであれば、以前はそんなに思っていなかったとか、やってなかった人の営みででき上がっている景観ってありますよね。建築物としてたいしたことないけれど、ある種のまちづくりの活動が行われているためにでき上がっている心地よい風景とか、エリアみたいなもの。夜間景観なんかはそれに入るかもしれませんが、そういうのもあり得るのかどうかを部会でぜひご議論いただけたら、いいのではないのでしょうか。

○橋爪委員長

事務局、何かありますか。

○事務局（泉）

都市景観資源というのは点であったり線もあったりしますが、それを面に広げていくとか、地域景観づくり協定制度とか、いろんな制度と連携して活用するような方策の検討を進めていきたいと考えております。また、方策部会とうまく連携しながら、眺望景観等について2年間ほどかけて、他都市の事例であるとか、特に良い事例というのは分かりやすいですが失敗事例も含めて、いろいろ行政の関わり方とか、我々が何ができるかといったところも含めて、スモールサクセスでもいいので、そういう成果を意識した取り組みを行いたいというふうに思っております。また、先生方にはご助言等いただければ非常にありがたいと思っております。

よろしくお願いします。

○橋爪委員長

私、あまり申し上げるとあれですが、文化的景観という概念を文化庁がつくるときの調査の委員にずっと入ってまして、そこでにぎわいのある景観とはどういう場所だということの定義は文化庁サイドではあって、あと歴まち法とか、歴史的界隈の景観とかいうのもまた別途あって、景観法の枠組みの中の景観というのとまたかなり概念は違う。専門分野ごとに、同じ景観を使っていますが、地理学やら土木やら建築やらの景観というのは全部定義がそれぞれ微妙にずれていたり、事業とは相当違う議論で、我々景観という言葉を使っていますので、我々は上位法の景観法があり、大阪市の今度の新しい制度のもと景観の誘導を進めていくというところからあまり外れてもなかなかデザインが良くなる形にはならないとは思っています。そこも含めて、我々がするのはここだということを考えていかな

いといけないと思っております。

その他、いかがでしょうか。

○中嶋委員

確認だけですが、地域景観づくり協定の内容につきまして、地域がそういうルールを独自につくられるというときに、そのルールがつくられた内容は景観法で、例えば一般区域で色とかも決められているところもありますが、そういうものは最低守らなければいけないルールということで作られるのか、そういうものも全部無視で地域として独自にそういうものも立ち上げられるのか、どういうイメージをもっているのか。言いたいことは、景観法の上にさらに積み上げるのか、景観法を無視しても地域の独自の何か景観があるならばつくるのかという、どちらのイメージをされているのか。

○事務局（松崎）

基本的には景観形成方針に則った上で、ルールをつくってくださいとしておりますので、景観計画に定めた基準についてさらに詳細化を地域で進めていくというイメージであります。

○中嶋委員

恐らく両方されている市町村があって、どちらを大阪市はめざされているか。それを伺ったのは先ほどの景観形成案、建造物の審査のときも、適合しているから必ずしも良いということではないということがありまして、適合していなくても都市景観に非常に挑戦的に新しい提案をしてくださるようなものがたくさん出てくる可能性があるときに、そういう余地というか、緩和というか、そういうことも考えていかないと、やはり景観自身が生き生きとしたものにならないというか。基準を定めてすぐにこういうのも何ですが、そうじゃないものをどう見るというか、景観に寄与するものとしてオーソライズしていくかということも後々課題になるかなと思っております。

○事務局（角田）

実は昨年、我々事務局でも議論しており、景観計画をお諮りしたときも少し申しあげたかもしれないですが、本委員会の意見を受けて、景観計画の中に留意事項として良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は基準外とすることと記載しております。実はここにそのあたりの思いが入っています。

○中嶋委員

どのようなデザインを想定しているのか。

○事務局（角田）

デザイン部会の中で、悪いものを良くするというのもあるかもしれないのですが、基準を満たしていないが、良いデザインであればそのままでもいいのではないかという議論がありましたので、デザイン部会でまさにご議論いただければという思いでここに書いた経緯があります。

○中嶋委員

詳細な計画をつくれればつくるほど、やはり業者さん側はその基準に合うものということ念頭に考えられるので、それは非常にありがたいというか大事なことなのですが、そこで画期的なデザインだったりとか、新しいものというのが生まれにくい反面もあるので、そういう方法もありますよという良い提案については積極的に専念していただきたいなという思いは、特にこういう大阪みたいな都市の場合は必要がある場所もあるのかなと思っています。

○事務局（角田）

ありがとうございます。いろんな考えをもっておられる事業者もおられますので、そのあたり臨機応変に対応したいと思います。

○阿部委員

景観法もそうだし、景観条例もたてつけとして基準を定めて守らせるという部分というのは当然あるわけです。ただ、その景観形成というのは単にあらかじめ決めたルールを守る以上のものがあって、場合によって、今の話であれば、ルールには明らかに反しているが、「でもいい」というものがたまに出てくる可能性がある。そういうようなものをどう拾い上げていくかというのは、難しいところではあるわけですが、景観計画では一応抜けど道的なことをおっしゃるとおり書いてあるわけですね。あと今話を聞いていて、最低限の基準を守らせるというための仕組みと、そうではなくてそれを超えるようなグッドプラクティスを奨励していくような仕組みというのは別だと思います。地域景観づくり協定というのは、どちらかと言うと集合体レベルでグッドプラクティスを実現させていくというような発想で、市民が規制の対象になるのではなくて、むしろ積極的な景観形成主体として立ち上げていくみたいなのところをどう行政として拾い上げて、それを盛り立てていくのかという。実は、先ほど景観読本見ても感じたのですが、「ルールを守ろう」という部分と「ルールを超えて、あなた方が計画をつくっていくのです」という部分。要請文に書かれていないから見えにくいかもしれませんが、両面があって、市民に訴えていくと

きにルールに従う方を強調するのか、「あなた方が景観をつくっていくのです」という側面を強調するかによって微妙に違ってくるような気はしていて、その辺を長期的な観点が必要となると思うのですが、考えていく必要があるのかなと感じました。

○松岡委員

今の議論についてですが、例えば「ルールを破っていい」はちょっとまずい気がします。まず大きな理念が確実に伝わっているということが大事かなと。その上でこのルールは、「これによって別にもっと素敵なことをするので、これで変わりになりませんか」というような提案になっていけばよくて、その明確なもの、まずは大きな理念がはっきりしていて、それからルールも共有しやすいという中で何のためのルールか分からないみたいなことがあると、それにただ従っているということになると思いますので、「それぞれのルールとか配置を見ます」というときにどういう配置がいいのか、どういうものを求めて配置を見ようとしているのかということが、伝わっていることが大事かなと思います。良いものというのは確かに良い都市景観であると思うのですが、それはやはり今あるルールを守られた中でデザイナーがすごく頭を絞って出てくるものだと思って、急にこれが良いというようなものをそこら中においてしまって、そうするとそれが劣化コピーをつくってしまう可能性もありますので、あくまでルールの明確化と理念の明確化というのが大事かなと思います。

○加我委員

そうしたときに参考資料2のところでは細かなことですが、気になりましたのが、1ページ目の地域景観づくり協定制度の目的は、地域主導のまちづくりの取り組みを促進して、ルールづくりやルールの運用を支援して、良好な都市景観の形成を図ることが目的で、まさしくこれが目的で、目標であって、地域でも求められることだと思うのです。

次の2ページにいきますと、最終的にここに目的をもっていったのかと思うのが、最終的には法に基づく制度へと移行することをめざすとなっていて、当然中期計画だったり、建築計画だったり、緑地協定も含めて、明確なルールを示すということは必要なことであるのですが、それは多分目的ではなくて、手段であり、道具であると思いますので、そうしたときにこの法に基づく制度は恐らく、たとえ地域で議論をしたとしても、必要最小限のことしかなかなか示せません。なので、初めに、皆で共有をしたその地域にとっての良好な都市計画って一体どういうことなのか、理念なのか、どういう目的だったのかということなどを常に持続的に検討できるように地域の中で取り組みが深まっていけばと思って

います。この景観を考えたときに、当然景観計画としてトップダウン的というか、大阪市全体を見てこういう景観が必要だということを示すということも非常に重要ですし、もう一方で日常生活の中で地域の中でどういう景観が生活景観として求められるのかということに取り組んでいくというのが非常に重要だと思いますので、その双方向がうまく機能していくというのがこれから大阪市の中でこの地域景観づくり協定制度が運用されていって、充実していくというのは非常に楽しみといたしますか、興味深く感じています。

#### ○加賀委員

少し話が変わってしまって恐縮なのですが、景観読本を見ていまして、i-79からは景観形成の例ということでいろんなケースを取り上げてくださっていまして、その辺が多分地域景観づくり協定制度や、実際に事業者さんがどういう形でこの景観づくりをしていくかということにつながっていく事例が、去年から大分ステップアップして、絵も入ってわかりやすくなっているのではないかなと思っていまして、前に言いましたこういうふうなノウハウみたいなものを蓄積していくのも大事なのかなと。景観読本は、これからつくるところなのですが、これが早目に一つの例示として出てきて、そして、地域景観づくり推進団体や事業者さんがいろんな新しい良い事例、グッドプラクティスをされたら、そうしたものも蓄積できるような。景観読本自体が、一回つくったらそれでおしまいではなく、進化できるノウハウというようなものを蓄積できる形の構成になってもいいのではないかと、それは一部で結構だと思いますが、そのように感じました。

#### ○事務局（泉）

ただいまの件ですが、この景観読本をホームページに公表する予定としておりますが、事例のところというのは、写真等であれば、実際の事例として掲載しやすいかと思しますので、掲載方法を工夫しながら、新しい事例をいろいろ追加できるようにして、当初の公表で終わりではなく、普及啓発の一環として現在進行形でどんどん情報量を増やしていきたいと思っております。

#### ○橋爪委員長

その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

予定は3時まででございましたが、少し早くなっておりますが、ご意見いただいたということで、本日の会議はこれで終了させていただければと思います。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（松崎）

ありがとうございました。

これをもちまして、第52回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、卓上に置かせていただいておりますファイルにつきましては、置いて帰っていただきますようお願いいたします。

---

大阪市都市景観委員会委員

---

大阪市都市景観委員会委員

---